

カンボジア王国
国民 信仰 国王

経済財政省
No. 105 MEF. BK

プノンペン、2008年2月15日

関税及び税金を免除された物品の管理に関する省令

上級大臣兼経済財政大臣は、以下を確認し

- カンボジア王国憲法
- カンボジア王国政府の設立に関する2004年7月15日付勅令第NS/RKT/0704/124号
- 閣僚評議会の組織および機能に関する法を公布する1994年7月20日付勅令第02/NS/94号
- 経済財政省設置法を公布する1996年1月24日付勅令第NS/RKM/0196/18号
- 関税法を公布する2007年7月17日付勅令第NS/RKM/0707/017号
- 経済財政省の組織と機能に関する2000年1月20日付政令第04.ANK.BK号
- 経済財政省の優先業務

次の通り決定する

第1条

外交使節団、領事館、国際機関、外国政府の技術協力機関のため、又はこれらの機関により、公的業務の実施に使用する目的、又は職員の個人的な使用に供する目的で輸入された、関税法第26条第1段落(a)項に定める輸入関税及び公課の免除を受けた輸入品は、業務の終了後に輸出されなければならない。

関税法第26条第1段落に定めるこれらの物品及びその他については、税関当局からの事前許可なしに、売却、譲渡、許可されている用途から他の許可されていない用途への転用、廃棄等を行うことは許されない。

第2条

関税法第27条に定める輸入関税及び公課の部分的免除を受けた輸入品については、税関当局からの事前許可なしに、売却、譲渡、許可されている用途から他の許可されていない用途への転用、廃棄等を行うことは許されない。

第3条

輸入関税及び公課の全面的または部分的免除を受けた輸入品について、売却、譲渡、許可さ

れている用途から他の許可されていない用途への転用、廃棄を希望する機関または個人は、次に掲げる手続きに従って税関当局からの事前許可を求めなくてはならない。

- a. 用途や所有権がどのように変更されたかについて明確に示して、税関当局に許可を申請しなければならない。この申請書のコピーは、本省令第1条第1段落に定める輸入品については、カンボジア開発評議会、または外務・経済協力省に送付されなくてはならない。
- b. この申請書には、品目リスト、輸入関係書類、及びその他の関連書類を添付しなければならない。当該物品については、税関当局からの事前許可なしに、売却、譲渡、転用することは許されない。
- c. 新しい所有者は、現行の通関手続に従って、関税及び公課を支払う義務を負う。当該物品については、税関当局からの許可、必要とされる関税及び公課の支払い、または担当当局からの再度の免税授与を完了するまでは、新たな所有者に引き渡してはならない。
- d. 税関は、譲渡時点での物品の状態、実際の状況等を勘案して、関税評価を必要に応じて調整しなければならない。

第4条

関税領域を原産とする物品、既に関税及び公課を支払って輸入した物品、海外から戻ってきた物品、価値がほとんど無い物品については、税関当局からの事前許可なしに、売却、譲渡、用途の転用、廃棄が認められなければならない。

第5条

輸入関税及び公課の免除を受けた輸入品について、廃棄を希望する機関または個人は、税関当局からの事前許可を求めなくてはならない。この申請書には、品目リスト、輸入関係書類、及びその他の関連書類を添付しなければならない。

物品の廃棄は、税関当局からの許可後に行うことができる。税関は、当該物品の廃棄や破壊を検証することができる。

第6条

関税消費税局は、本省令第1条と第3条の効果的に実施のために、王国政府の担当機関と協力することに責任を負う。

第7条

本省令に反する全ての規程は無効とする。

第8条

関税消費税局を担当する王国政府代表、事務局長、内閣担当局長、関税消費税局長、経済財政省の関係部局は、関係する機関と担当者を含めて、署名の日から本省令の各条を有効に施行

する。

上級大臣兼経済財政大臣

署名

キエット・チョン

写し提出先:

王宮省

上院事務局

国民議会事務局

カンボジア王国サムダッチ・アカ・モハ・セナ・バデイ・テコ フン・セン首相府

閣僚評議会

「今後通達する」

関税消費税局

第8条に規定する通り

カンボジア商工会議所

「広報協力と実施のため」

官報

公文書保管所